

b 分類 (公募化・覚書解約等)

No	所属名(事業主管課)	案 件 名 称	期 間	合 意 の 内 容 ・ 金 額 等		見直しの実施状況
96	都市計画局 企画振興部 統計調査担当	大阪市統計書の増刷に関する許可	平成21 年4 月1 日 ～ 平成24 年3 月31 日 (自動更新 有 ・ 無)	統計資料を広く一般に頒布することは、市政への理解・認識を深めるとともに統計思想の普及に有意義であるため、一定部数を増刷販売することを許可している。		平成23年版をもって増刷許可を行わないこととし、統計情報の提供については、大阪市ホームページで行う。
		相 手 方	選 定 理 由		見直し等の可否とその手法等	
		(財)大阪市都市工学情報センター	増刷許可申請があったため。		○ (許可中止)	現行の増刷許可を以降中止し、他の方策を検討する。
No	所属名(事業主管課)	案 件 名 称	期 間	見直し等の可否とその手法等		見直しの実施状況
97	都市計画局 企画振興部 統計調査担当	大阪市勢要覧の増刷に関する許可	平成21 年4 月1 日 ～ 平成24 年3 月31 日 (自動更新 有 ・ 無)	統計資料を広く一般に頒布することは、市政への理解・認識を深めるとともに統計思想の普及に有意義であるため、一定部数を増刷販売することを許可している。		平成23年度刊行をもって冊子の作成を終了した。
		相 手 方	選 定 理 由		見直し等の可否とその手法等	
		(財)大阪市都市工学情報センター	増刷許可申請があったため。		○ (作成中止)	平成24年度以降、大阪市が冊子を作成しないため増刷許可を行わない。
No	所属名(事業主管課)	案 件 名 称	期 間	合 意 の 内 容 ・ 金 額 等		見直しの実施状況
98	福祉局 (障がい者施策部 障がい福祉課)	早川福祉会館内喫茶コーナーを活用した障がい者の就業訓練	平成22年4月1日 ～ 平成26年3月31日 (自動更新 有 ・ 無)	本市内に住所を有し、就労を希望する障がい者に対し、市立早川福祉会館内喫茶コーナーにおいて飲食物の提供や接客を訓練科目として障がい者の就労支援を行うために協定書を締結している。また衛生管理、ごみ処理、電気・ガス・水道料金等の負担については別途、年度協定において定めている。		平成25年度末の早川福祉会館の指定管理業務満了に併せて、本協定の更新は行わず、事業内容について一定の精査を行う。
		相 手 方	選 定 理 由		見直し等の可否とその手法等	
		社会福祉法人 ピースクラブ	障がい者の全般的な支援に関するノウハウを有しており、飲食の提供が可能であり、かつ、障がい者の就業体験・訓練として実施が可能な唯一の団体であるため。		○ (更新しない)	平成25年度末の早川福祉会館の指定管理業務満了に併せて、本協定の更新は行わず、事業内容について一定の精査を行う。
No	所属名(事業主管課)	案 件 名 称	期 間	合 意 の 内 容 ・ 金 額 等		見直しの実施状況
99	環境局 (環境施策部環境施策課)	平成23年度「なにわエコ会議」への大阪市分担金支出に関する覚書	平成23年4月1日 ～ 平成24年3月31日 (自動更新 有 ・ 無)	会議費・人件費を除く事務経費はなにわエコ会議が負担する。実践活動費・広報啓発費については大阪市が負担する。環境情報誌経費は本市が3分の2、なにわエコ会議が残りを負担する。人件費については2分の1ずつ負担する。なにわエコ会議は人的・物的貢献をする。		市政改革プラン等に照らし、本市の分担割合を徐々に低め、当該団体の自主財源(会費収入等)の増加を促すとともに自立性を高めるべく、当該団体との協議、調整のもと、平成24年度予算において本市が拠出する分担金に関し次の点について見直した。 ・広報啓発費(環境情報誌経費除く。)について、本市分担割合の上限を3分の2とした。 ・当該団体が主催する環境イベント経費については、本市分担金割合の上限を原則として2分の1とした。 ・人件費について、本市分担割合の上限は2分の1のままだが、上限金額を50万円とした。 なお、今後においても、当該団体と協議、調整を図りつつ、見直しを実施していく。
		相 手 方	選 定 理 由		見直し等の可否とその手法等	
		なにわエコ会議	実効ある地球温暖化対策を推進するには、市民、環境NPO・NGO、事業者、行政等の協働による横断的な施策が必要であり、なにわエコ会議は、パートナーシップにより広範できめ細かい活動をしていることから、その担い手として相応しく、十分な効果を得られると考えられるため。		○ (分担割合見直し)	相手方との調整を図りつつ、なにわエコ会議が実施する事業の見直しや整理を図り、あわせて本市の分担割合の見直しを図る。
No	所属名(事業主管課)	案 件 名 称	期 間	合 意 の 内 容 ・ 金 額 等		見直しの実施状況
100	都市整備局 企画部 住宅政策課	大阪市立住まい情報センター、大阪市立子育ていろいろ相談センター、三井住友銀行天六施設建物管理規約	平成11年10月6日 ～ 平成 年 月 日 (自動更新 有 ・ 無)	大阪市(所管は都市整備局及び子ども青少年局)と、株式会社三井住友銀行とは、「建物の区分所有等に関する法律」に基づき管理規約を定め、規約第16条により建物の共用部分等及び敷地の管理等を管理者に委託している。都市整備局負担額:120,270千円		
		相 手 方	選 定 理 由		見直し等の可否とその手法等	
		大阪市住宅供給公社	本建物は三井住友銀行と本市との区分所有ビルであり、「建物の区分所有等に関する法律」第25条に基づき、区分所有者の合意により定められた建物管理者である大阪市住宅供給公社を相手方として選定している。		○ (競争性の導入)	建物管理者について、区分所有者で結成する建物管理組合が、競争性を導入した上で選定し、平成24年8月1日以降は新たな管理者と管理組合との間に業務委託契約を締結し、管理組合が各区分所有者に対し、それぞれ管理規約及び管理費等取扱規則に基づき請求を行う。

No	所属名(事業主管課)	案 件 名 称		期 間	合 意 の 内 容 ・ 金 額 等		見直しの実施状況
101	建設局 (管理部工務課)	宮繕積算システムRIBCの使用にかかる協定		平成16年度以降各年度の 4月1日～3月31日 (自動更新 有 ・ 無)	工事積算システムの円滑な運用を図るため、相手方に対しパッケージソフトウェアの使用に関して一定の範囲の便宜を認めるもの。		工事積算システムにおけるパッケージソフトウェアの使用許諾について、業務委託での調達に必要な手続きを進めており、平成25年度のシステム運用開始までに契約を行う予定である。 実施(予定)時期： 平成25年 4月
		相 手 方	選 定 理 由		見直し等の可否とその手法等		
		一般財団法人 建築コスト管理システム研究所	システム運用の遂行にあたり、必要とされるパッケージソフトウェアの使用に関して開発元である相手方の協力を得ることが必要であるため。		○ (協定解除)	システムの再構築に合わせて、パッケージ利用協定も見直し、本件の使用する権利を業務委託契約にすることで、本協定を解除する。 (平成25年度予定)	
No	所属名(事業主管課)	案 件 名 称		期 間	合 意 の 内 容 ・ 金 額 等		見直しの実施状況
102	建設局 (下水道河川部 水環境課)	開発途上国の下水道技術向上に係る支援等業務に関する協定書		平成22年4月1日 ～ 平成24年3月30日 (自動更新 有 ・ 無)	JICA海外研修 (JICA下水道維持管理・都市排水コース) 等の支援業務の実施 [業務委託料 H21年度 3,102,120円、H22年度 3,102,120円、H23年度 1,673,490円]		平成25年度から建設局による業務執行体制に移行する。また、民間委託可能な業務は公募する。 実施(予定)時期： 平成25年4月
		相 手 方	選 定 理 由		見直し等の可否とその手法等		
		財団法人 都市技術センター	海外の下水道事業に携わる技術系行政官の育成研修 (JICA下水道維持管理・都市排水コース) の遂行にあたり、本市の下水道技術・行政・組織等に関する専門的知識を有し、本市と一体となって研修実施し、所期の効果を得ることができることから相手方を選定している。		○ (直営化)	平成25年度から建設局による業務執行体制に移行する予定。	
No	所属名(事業主管課)	案 件 名 称		期 間	合 意 の 内 容 ・ 金 額 等		見直しの実施状況
103	建設局 (管理部設備課 設備管理担当)	汚泥焼却炉施設管理等業務に関する協定書		平成22年4月1日 ～ 平成24年3月31日 (自動更新 有 ・ 無)	本市が別途発注している焼却炉運転管理の施工監理等業務の実施 [業務委託料 H21年度 26,214,300円、H22年度 17,471,000円、H23年度 17,421,500円]		平成25年度は下水処理場等の維持管理における履行管理業務を集約し、公募する。 実施(予定)時期： 平成25年4月
		相 手 方	選 定 理 由		見直し等の可否とその手法等		
		財団法人 都市技術センター	本市が別途発注している焼却炉運転管理の施工監理等に関する業務遂行にあたり、本市下水道事業全般に関する専門的知識・経験を有し、他の処理施設の運転管理と適切な状況判断や連絡調整が可能であることから相手方を選定している。		○ (直営化)	平成25年度から建設局による業務執行体制に移行する予定。	
No	所属名(事業主管課)	案 件 名 称		期 間	合 意 の 内 容 ・ 金 額 等		見直しの実施状況
104	建設局 (管理部工務課 事業所担当)	大野浚渫土砂中継基地等施設管理業務に関する協定書		平成22年4月1日 ～ 平成24年3月31日 (自動更新 有 ・ 無)	本市が別途発注している汚泥処理施設運転管理の施工監理等業務の実施 [業務委託料 H21年度 33,705,000円、H22年度 28,265,000円、H23年度 27,236,500円]		平成25年度から建設局による業務執行体制に移行する。また、民間委託可能な業務は公募する。 実施(予定)時期： 平成25年4月
		相 手 方	選 定 理 由		見直し等の可否とその手法等		
		財団法人 都市技術センター	本市が別途発注している汚泥処理施設運転管理の施工監理等に関する業務遂行にあたり、本市下水道事業全般に関する専門的知識・経験を有し、処理施設の運転管理と複数の下水処理場との適切な状況判断や連絡調整が可能であることから相手方を選定している。		○ (直営化・公募化)	平成25年度から建設局による業務執行体制に移行する予定。また、民間委託可能な業務は公募する。	
No	所属名(事業主管課)	案 件 名 称		期 間	合 意 の 内 容 ・ 金 額 等		見直しの実施状況
105	建設局 (北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター)	舞洲スラッジセンター運営管理業務に関する協定書		平成22年4月1日 ～ 平成24年3月31日 (自動更新 有 ・ 無)	本市が別途発注している溶融炉運転管理の施工監理等業務の実施 [業務委託料 H21年度 15,876,000円、H22年度 8,552,750円、H23年度 9,268,000円]		平成25年度は下水処理場等の維持管理における履行管理業務を集約し、公募する。 実施(予定)時期： 平成25年4月
		相 手 方	選 定 理 由		見直し等の可否とその手法等		
		財団法人 都市技術センター	本市が別途発注している溶融炉運転管理の施工監理等に関する業務遂行にあたり、本市下水道事業全般に関する専門的知識・経験を有し、他の処理施設の運転管理と適切な状況判断や連絡調整が可能であることから相手方を選定している。		○ (直営化)	平成25年度から建設局による業務執行体制に移行する予定。	

No	所属名(事業主管課)	案件名称	期 間	合 意 の 内 容 ・ 金 額 等	見直しの実施状況
106	建設局 (管理部工務課 事業所担当)	きめ細かな浸水対策ポンプ管理業務に関する協定書	平成22年4月1日 ～ 平成24年3月31日 (自動更新 有 ・ 無)	浸水対策用マンホールポンプ設備点検の履行管理等業務の実施 [業務委託料 H21年度 29,761,200円、H22年度 28,340,250円、H23年度 28,813,000円]	平成25年度から建設局による業務執行体制に移行する。また、民間委託可能な業務は公募する。 実施(予定)時期: 平成25年4月
		相 手 方	選 定 理 由	見直し等の可否とその手法等	
		財団法人 都市技術センター	浸水対策用マンホールポンプ設備点検の履行管理等に関する業務遂行にあたり、管渠網など排水システムを熟知しており、本市と連携した修繕対応等が可能であることから相手方を選定している。	○ (直営化・公募化)	
No	所属名(事業主管課)	案件名称	期 間	合 意 の 内 容 ・ 金 額 等	見直しの実施状況
107	建設局 (管理部工務課 事業所担当、管理課)	建設局道路・下水道資料閲覧コーナー窓口業務及び下水道台帳管理業務に関する協定書	平成22年4月1日 ～ 平成24年3月31日 (自動更新 有 ・ 無)	道路及び下水道資料閲覧コーナー窓口業務の実施 [業務委託料 H21年度 41,128,500円、H22年度 37,004,000円、H23年度 32,357,000円]	平成25年度から建設局による業務執行体制に移行する。 実施(予定)時期: 平成25年4月
		相 手 方	選 定 理 由	見直し等の可否とその手法等	
		財団法人 都市技術センター	道路及び下水道資料閲覧コーナー窓口業務遂行にあたり、道路・下水道に係る行政業務の内容、地元対応業務の実際、施設台帳等資料の整備状況、活用方法等総合的な知見に基づいて対応できることから相手方を選定している。	○ (直営化)	
No	所属名(事業主管課)	案件名称	期 間	合 意 の 内 容 ・ 金 額 等	見直しの実施状況
108	交 通 局 (事業開発部 事業開発課)	車内第1種広告等に関する協定書 ※S54年5月21日協定の見直し	平成23年4月1日 ～ 平成24年3月31日 (自動更新 有 ・ 無)	広告業務の円滑かつ公正な運営を図るため、車内1種広告等の媒体管理を実施させる。費用については無償で行わせている。	事業者の公募を行い、決定した事業者により25年4月から業務を実施している。 実施(予定)時期: 平成25年4月
		相 手 方	選 定 理 由	見直し等の可否とその手法等	
		大阪市交通広告協同組合	大阪市交通広告協同組合は、当局への広告取次の実績がある広告指定取次人で組織されていることから、業務の関する知識が豊富であるため。	○ (公募化)	
No	所属名(事業主管課)	案件名称	期 間	合 意 の 内 容 ・ 金 額 等	見直しの実施状況
109	交 通 局 (事業開発部 事業開発課)	駅貼広告に関する協定書 ※H元年8月16日協定の見直し	平成23年4月1日 ～ 平成24年3月31日 (自動更新 有 ・ 無)	広告業務の円滑かつ公正な運営を図るため、駅貼広告の媒体管理を実施させる。費用については無償で行わせている。	事業者の公募を行い、決定した事業者により25年4月から業務を実施している。 実施(予定)時期: 平成25年4月
		相 手 方	選 定 理 由	見直し等の可否とその手法等	
		大阪市交通広告協同組合	大阪市交通広告協同組合は、当局への広告取次の実績がある広告指定取次人で組織されていることから、業務の関する知識が豊富であるため。	○ (公募化)	

b 分類 (委託契約等によるべき)

No	所属名(事業主管課)	案件名称	期間	合意の内容・金額等	見直しの実施状況
110	建設局 (道路部街路課(特定街路担当))	大阪市道福島桜島線及び大阪市道高速道路淀川左岸線ユニバーサルシティ出路の管理に関する負担金協定書(平成21、22、23年度)	平成21年4月1日 ～ 平成22年3月31日 (自動更新 有 ・ 無)	大阪市道高速道路淀川左岸線ユニバーサルシティ出路の円滑な管理を図るため阪神高速道路(株)へ維持管理の委託をしている。 維持管理費 H21 1,007,632円、H22 1,800,220円、H23 7,508,692円	契約規則に基づく契約手続きに見直しを行いますが見直しにあたっては、契約相手方との調整、特記仕様書等を含む設計書の作成、契約事務審査会の手続きが必要となり、平成25年度中の完了を予定。 実施(予定)時期: 平成26年 4月
		相手方	選定理由	見直し等の可否とその手法等	
		阪神高速道路(株)	阪神高速道路と接続しているユニバーサル出路について、阪神高速道路(株)に委託することにより、補修等に対し迅速な対応を可能とし、もって効率的、経済的な維持管理をするため。	× (継続実施) 相手方施設と一体となった施設の管理に関するものであり、競争性がないものであるため	
No	所属名(事業主管課)	案件名称	期間	合意の内容・金額等	見直しの実施状況
111	建設局 (道路部街路課(特定街路担当))	湊町駅前東西線(2期整備東側) 暫定管理に関する協定(平成21、22、23年度)	平成21年 4月 1日 ～ 平成22年 3月31日 (自動更新 有 ・ 無)	道路維持管理事業の円滑な推進を図るため、当該団体へ維持管理を委託している。維持管理費 H21 21,645,209円、H22 22,153,225円、H23 13,127,347円	契約規則に基づく契約手続きに見直しを行いますが見直しにあたっては、契約相手方との調整、特記仕様書等を含む設計書の作成、契約事務審査会の手続きが必要となり、平成25年度中の完了を予定。 実施(予定)時期: 平成26年 4月
		相手方	選定理由	見直し等の可否とその手法等	
		大阪市街地開発(株)	本施設は左記の相手方が管理する湊町リバープレイスと隣接していることから一体的な管理を協定に基づき委託している。	× (継続実施) 相手方施設と一体となった施設の管理に関するものであり、競争性がないものであるため	
No	所属名(事業主管課)	案件名称	期間	合意の内容・金額等	見直しの実施状況
112	建設局 (道路部道路課)	都市計画道路長堀東西線(クリスタ長堀公共地下歩道)等の維持管理に関する協定	平成9年度以降各年度の 4月1日～3月31日 (自動更新 有 ・ 無)	道路維持管理事業の円滑な推進を図るため、当該公共地下歩道と一体整備しているクリスタ長堀地下街の管理者である相手方が一括して管理を行うこと。 事業分担金として相手方にH21:182,679,413円、H22:181,122,416円、H23:179,967,953円を支払っている。	契約規則に基づく契約手続きに見直しを行いますが見直しにあたっては、契約相手方との調整、特記仕様書等を含む設計書の作成、契約事務審査会の手続きが必要となり、平成25年度中の完了を予定。 実施(予定)時期: 平成26年 4月
		相手方	選定理由	見直し等の可否とその手法等	
		クリスタ長堀株式会社	当該の公共地下歩道は、クリスタ長堀地下街及び四ツ橋連絡通路・長堀橋地下連絡通路と一体的に整備されており、地下街を管理する相手方が維持管理協定に基づいて一体的に管理し、市が公共地下歩道にかかる負担分を支払っている。	× (継続実施) 相手方施設と一体となった施設の管理に関するものであり、競争性がないものであるため	
No	所属名(事業主管課)	案件名称	期間	合意の内容・金額等	見直しの実施状況
113	建設局 (道路部道路課)	四ツ橋連絡通路及び長堀橋地下連絡通路の維持管理に関する協定書	平成9年度以降各年度の 4月1日～3月31日 (自動更新 有 ・ 無)	道路維持管理事業の円滑な推進を図るため、当該連絡通路と一体整備しているクリスタ長堀地下街の管理者である相手方が一括して管理を行うこと。 事業分担金として相手方にH21:3,323,077円、H22:4,507,891円、H23:3,248,450円を支払っている。	契約規則に基づく契約手続きに見直しを行いますが見直しにあたっては、契約相手方との調整、特記仕様書等を含む設計書の作成、契約事務審査会の手続きが必要となり、平成25年度中の完了を予定。 実施(予定)時期: 平成26年 4月
		相手方	選定理由	見直し等の可否とその手法等	
		クリスタ長堀株式会社	当該の連絡通路は、クリスタ長堀地下街及びクリスタ長堀公共地下歩道と一体的に整備されており、地下街を管理する相手方が維持管理協定に基づいて一体的に管理し、市が連絡通路にかかる負担分を支払っている。	× (継続実施) 相手方施設と一体となった施設の管理に関するものであり、競争性がないものであるため	
No	所属名(事業主管課)	案件名称	期間	合意の内容・金額等	見直しの実施状況
114	建設局 (道路部道路課)	京橋地下施設・関連施設の管理に関する基本協定	平成2年度以降各年度の 4月1日～3月31日 (自動更新 有 ・ 無)	道路維持管理事業の円滑な推進を図るため、当該地下道と一体整備しているコムズガーデンの管理者である相手方が一括して管理を行うこと。 事業分担金として相手方にH21:15,010,576円、H22:14,666,485円、H23:13,901,315円を支払っている。	契約規則に基づく契約手続きに見直しを行いますが見直しにあたっては、契約相手方との調整、特記仕様書等を含む設計書の作成、契約事務審査会の手続きが必要となり、平成25年度中の完了を予定。 実施(予定)時期: 平成26年 4月
		相手方	選定理由	見直し等の可否とその手法等	
		大阪地下街株式会社	当該施設のうち京橋東・西地下道は、隣接するコムズガーデンと一体的に整備されており、当該地下道とコムズガーデンの通路部分は連続している。また、当該地下道の防災設備等はコムズガーデンの防災センターにて一元的に集中管理を行っている。日常メンテナンス業務は同一業者が行い、一体的に管理する方が、効率的・経済的であるため、主たる部分を管理している相手方に維持管理業務を委託している。	× (継続実施) 相手方施設と一体となった施設の管理に関するものであり、競争性がないものであるため	

No	所属名(事業主管課)	案 件 名 称		期 間	合 意 の 内 容 ・ 金 額 等		見直しの実施状況
115	建設局 (道路部道路課)	湊町駅前東西線施設の管理に関する基本協定		平成8年度以降各年度の 4月1日～3月31日 (自動更新 有 ・ 無)	道路維持管理事業の円滑な推進を図るため、当該地下歩行者道と一体整備しているOCATの管理者である相手方が一括して管理を行うこと。 事業分担金として相手方にH21:16,591,430円、H22:20,061,544円、H23:21,587,742円を支払っている。		契約規則に基づく契約手続きに見直しを行います。見直しにあたっては、契約相手方との調整、特記仕様書等を含む設計書の作成、契約事務審査会の手続きが必要となり、平成25年度中の完了を予定。 実施(予定)時期: 平成26年 4月
		相 手 方	選 定 理 由		見直し等の可否とその手法等		
		株式会社湊町開発センター	道路維持管理事業の遂行にあたり、当該施設のうち湊町駅前東西線地下歩行者道と一体整備しているOCATの管理者である相手方が一括管理を行う必要があるため。		×	(継続実施)	
No	所属名(事業主管課)	案 件 名 称		期 間	合 意 の 内 容 ・ 金 額 等		見直しの実施状況
116	建設局 (道路部道路課)	大阪駅前地下道維持管理協定書		平成17年度以降各年度の 4月1日～3月31日 (自動更新 有 ・ 無)	道路維持管理事業の円滑な推進を図るため、周辺施設管理者である相手方と当該地下道の維持管理における役割及び費用分担率を決めている。 事業分担金として相手方にH21:20,710,206円、H22:21,631,056円、H23:20,270,991円を支払っている。		契約規則に基づく契約手続きに見直しを行います。見直しにあたっては、契約相手方との調整、特記仕様書等を含む設計書の作成、契約事務審査会の手続きが必要となり、平成25年度中の完了を予定。 実施(予定)時期: 平成26年 4月
		相 手 方	選 定 理 由		見直し等の可否とその手法等		
		阪神電気鉄道株式会社	道路維持管理事業の遂行にあたり、当該地下道の維持管理は周辺施設管理者と合同で行っており、各業務の役割を分担しているため。		×	(継続実施)	
No	所属名(事業主管課)	案 件 名 称		期 間	合 意 の 内 容 ・ 金 額 等		見直しの実施状況
117	建設局 (道路部道路課)	蔵前通地下横断歩道の管理に関する覚書		平成14年度以降各年度の 4月1日～3月31日 (自動更新 有 ・ 無)	道路維持管理事業の円滑な推進を図るため、当該地下横断歩道と一体整備している開発施設の管理者である相手方が一括して管理を行うこと。 事業分担金として相手方にH21:1,347,303円、H22:1,316,767円、H23:1,255,103円を支払っている。		契約規則に基づく契約手続きに見直しを行います。見直しにあたっては、契約相手方との調整、特記仕様書等を含む設計書の作成、契約事務審査会の手続きが必要となり、平成25年度中の完了を予定。 実施(予定)時期: 平成26年 4月
		相 手 方	選 定 理 由		見直し等の可否とその手法等		
		南海電気鉄道株式会社	道路維持管理事業の遂行にあたり、当該地下横断歩道と一体整備している開発施設の管理者である相手方が一括管理を行う必要があるため。		×	(継続実施)	
No	所属名(事業主管課)	案 件 名 称		期 間	合 意 の 内 容 ・ 金 額 等		見直しの実施状況
118	建設局 (道路部道路課)	崇禅寺地下道の維持管理等に関する覚書		昭和51年度以降各年度の 4月1日～3月31日 (自動更新 有 ・ 無)	道路維持管理事業の円滑な推進を図るため、当該地下道と一体整備している駅舎を管理している鉄道事業者が一括して管理を行うこと。 事業分担金として相手方にH21:415,448円、H22:344,825円、H23:326,634円を支払っている。		契約規則に基づく契約手続きに見直しを行います。見直しにあたっては、契約相手方との調整、特記仕様書等を含む設計書の作成、契約事務審査会の手続きが必要となり、平成25年度中の完了を予定。 実施(予定)時期: 平成26年 4月
		相 手 方	選 定 理 由		見直し等の可否とその手法等		
		阪急電鉄株式会社	道路維持管理事業の遂行にあたり、当該地下道と駅舎を一体整備している鉄道事業者が一括管理を行う必要があるため。		×	(継続実施)	
No	所属名(事業主管課)	案 件 名 称		期 間	合 意 の 内 容 ・ 金 額 等		見直しの実施状況
119	建設局 (道路部道路課)	南海高野線木津川2号踏切道の維持管理等に関する協定書 南海高野線住吉東4号踏切道の維持管理等に関する協定書 南海高野線芦原町5号踏切道の維持管理等に関する協定書		平成2年度以降各年度の 4月1日～3月31日 (自動更新 有 ・ 無)	道路維持管理事業の円滑な推進を図るため、踏切内であり鉄道事業者が一括して管理を行うこと。 事業分担金として相手方にH21:137,550、H22:144,900、H23:136,500を支払っている。		契約規則に基づく契約手続きに見直しを行います。見直しにあたっては、契約相手方との調整、特記仕様書等を含む設計書の作成、契約事務審査会の手続きが必要となり、平成25年度中の完了を予定。 実施(予定)時期: 平成26年 4月
		相 手 方	選 定 理 由		見直し等の可否とその手法等		
		南海電気鉄道株式会社	道路維持管理事業の遂行にあたり、踏切内であり鉄道事業者が一括管理を行う必要があるため。		×	(継続実施)	

No	所属名(事業主管課)	案 件 名 称	期 間	合 意 の 内 容 ・ 金 額 等	見直しの実施状況
120	建設局 (道路部橋梁課)	府道大阪港八尾線「なみはや大橋」(尻無川新橋有料道路)の維持管理にかかる費用負担に関する平成21、22、23年度協定書	平成21年 4月 1日 ～ 平成22年 3月31日 (自動更新 有 ・ 無)	道路維持管理事業の円滑な推進を図るため、当該橋梁の大部分を所有している大阪市道路公社に一括して管理を行うこと。 維持管理費 H21 11,968,968円、H22 12,672,209円、H23 14,560,255円	契約規則に基づく契約手続きに見直しを行います。見直しにあたっては、契約相手方との調整、特記仕様書等を含む設計書の作成、契約事務審査会の手続きが必要となり、平成25年度中の完了を予定。 実施(予定)時期: 平成26年 4月
		相 手 方	選 定 理 由	見直し等の可否とその手法等	
		大阪市道路公社	本橋は補助事業で歩道部と取付道路部を、道路整備特別措置法に基づく有料道路事業で車道部を整備。完成後は車道部を特措法に基づき公社に管理引継を行い、施設維持管理を行っていることから、公社が歩道部及び取付道路部も含めて一体管理することで効率的、経済的になることから協定に基づき委託している。	× (継続実施) 本市事業と相手方事業の実施に関する同意に係るものであるため	
No	所属名(事業主管課)	案 件 名 称	期 間	合 意 の 内 容 ・ 金 額 等	見直しの実施状況
121	建設局 (道路部橋梁課)	浮庭橋にかかる日常の維持管理に関する協定書(平成21、22、23年度)	平成21年 4月 1日 ～ 平成22年 3月31日 (自動更新 有 ・ 無)	道路維持管理事業の円滑な推進を図るため、当該橋梁と一体整備されている湊町リバープレスの管理者である大阪市街地開発(株)が一括して管理を行うこと。 維持管理費 H21 3,445,050円、H22 2,682,750円、H23 2,023,200円	契約規則に基づく契約手続きに見直しを行います。見直しにあたっては、契約相手方との調整、特記仕様書等を含む設計書の作成、契約事務審査会の手続きが必要となり、平成25年度中の完了を予定。 実施(予定)時期: 平成26年 4月
		相 手 方	選 定 理 由	見直し等の可否とその手法等	
		大阪市街地開発(株)	本橋は、隣接する湊町リバープレイスと一体整備されているが、各施設への出入りを制限するための扉の開閉や清掃要請がある。扉の開閉は、各施設の利用者と本橋の利用者が密接に関連していることから、湊町リバープレイスを管理している左記相手方に委託する方が効率的であるため。	× (継続実施) 相手方施設と一体となった施設の管理に関するものであり、競争性がないものであるため	
No	所属名(事業主管課)	案 件 名 称	期 間	合 意 の 内 容 ・ 金 額 等	見直しの実施状況
122	建設局 (下水道河川部 調整課)	道路管理システムの利用に関する協定	平成21年 4月 1日 ～ 平成24年 3月31日 (自動更新 有 ・ 無)	下水道事業の円滑な推進を図るため、相手方が所有する道路管理システムの利用に関する一定の範囲の便宜を認めるもの。	契約規則に基づく契約手続に見直しを行う。契約相手方との調整等が必要なため、平成25年度中に完了予定。 実施(予定)時期: 平成26年4月
		相 手 方	選 定 理 由	見直し等の可否とその手法等	
		財団法人 道路管理センター	下水道事業の遂行にあたり、道路地下埋設企業体との計画調整に関して相手方の協力を得ることが必要であるため。	× (継続実施) 特定の相手方の役務の利用に関するものであるため	
No	所属名(事業主管課)	案 件 名 称	期 間	合 意 の 内 容 ・ 金 額 等	見直しの実施状況
123	建設局 (下水道河川部 調整課)	道路管理システムの利用に関する協定に基づく覚書	平成21年 4月 1日 ～ 平成24年 3月31日 (自動更新 有 ・ 無)	下水道事業の円滑な推進を図るため、相手方が所有する道路管理システムの利用に関する一定の範囲の便宜を認めるもの。利用料として相手方に年間約100万円を支払っている。	契約規則に基づく契約手続に見直しを行う。契約相手方との調整等が必要なため、平成25年度中に完了予定。 実施(予定)時期: 平成26年4月
		相 手 方	選 定 理 由	見直し等の可否とその手法等	
		財団法人 道路管理センター	下水道事業の遂行にあたり、道路地下埋設企業体との計画調整に関して相手方の協力を得ることが必要であるため。	× (継続実施) 特定の相手方の役務の利用に関するものであるため	
No	所属名(事業主管課)	案 件 名 称	期 間	合 意 の 内 容 ・ 金 額 等	見直しの実施状況
124	交通局 (営業部営業企画課)	ICカードシステム導入に伴うブランド構築・デザイン作製に関する覚書	平成18年3月30日 ～ 平成 年 月 日 (自動更新 有 ・ 無)	当局ICカードシステムキャラクター「びたポン！」をPR等で使用するにあたり、その作者である相手方とキャラクターの使用方法や、ロイヤリティについて合意したもの。	契約規則に基づく契約手続きに見直しを行います。見直しにあたっては、契約相手方との調整、契約の手続きが必要となり、平成25年度中の完了を予定。 実施(予定)時期: 平成26年4月
		相 手 方	選 定 理 由	見直し等の可否とその手法等	
		株式会社東急エージェンシー 有限会社アランジアロンゾ	当局がコンペで選んだ当局ICカードシステムキャラクターのデザインを担当したのがアランジアロンゾであり、使用するに際しては、著作権を持つアランジアロンゾに確認が必要であるため。	× (継続実施) 当局ICカードシステムキャラクターを使用するためには、著作権を有する作者の確認が必要であるため。	

No	所属名(事業主管課)	案 件 名 称		期 間	合 意 の 内 容 ・ 金 額 等		見直しの実施状況
125	交 通 局 (営業部営業企画課)	びたポン！イラストおよび立体物画像の使用に関する覚書		平成23年2月14日 ～ 平成 年 月 日 (自動更新 有 ・ 無)	当局ICカードシステムキャラクター「びたポン！」について、平成18年以降、作成したイラスト等を使用するにあたり、その作者である相手方とキャラクターの使用方法や、ロイヤリティについて合意したもの。		契約規則に基づく契約手続きに見直しを行います。見直しにあたっては、契約相手方との調整、契約の手続きが必要となり、平成25年度中の完了を予定。 実施(予定)時期：平成26年4月
		相 手 方	選 定 理 由		見直し等の可否とその手法等		
		有限会社アレンジアロンゾ	当局ICカードシステムキャラクターのデザインを担当したのがアレンジアロンゾであり、使用するに際しては、著作権を持つアレンジアロンゾに確認が必要であるため。		×	当局ICカードシステムキャラクターを使用するためには、著作権を有する作者の確認が必要であるため。	
No	所属名(事業主管課)	案 件 名 称		期 間	合 意 の 内 容 ・ 金 額 等		見直しの実施状況
126	交 通 局 (運輸部駅務課)	ピタパ割引サービス(学生プラン)の適用期限切れと更新のご案内はがき(DM)の作成依頼書		平成20年以降各年度の年度末 ～ 平成 年 月 日 (自動更新 有 ・ 無)	ピタパ割引サービス(学生プラン)の適用期限切れと更新のご案内はがきの作成にかかる各業務(データ抽出、DM原案作成・印刷、DM発送)を行う。 費用については、DMを送付する加盟社局各社で件数按分により負担する。		指摘を受け見直し検討をしていたところ、当該の行為は契約書に基づく業務であることが判明した。 ※根拠となる契約「スルッとKANSAI ICカードによる決済等に関する契約書」第30条8項(※スルッとKANSAIと当局の間で締結) なお、今後、同業務をスルッとKANSAIに業務委託する際は、本契約(第30条8項)に基づき業務を委託する旨を付した依頼書を作成する。 実施(予定)時期：平成 年 月
		相 手 方	選 定 理 由		見直し等の可否とその手法等		
		株式会社スルッとKANSAI	相手方がピタパカードの管理・運用及びピタパ割引サービス(学生プラン)の登録情報を保有・管理しているため。		×	事業の実施には相手方の協力、及び加盟社局との連携が不可欠であるため、即時の見直しは困難である。	

c 分類 (見直し検討)

No		所属名(事業主管課)		案 件 名 称		期 間		合 意 の 内 容 ・ 金 額 等								見直しの検討状況			
127	都市計画局			大阪市デジタルマッピング地形図(1/2,500)等の著作権使用許可		平成24年 4月 1日 ～ 平成25年 3月31日 (自動更新 有 (無))		名 称	価 格	版權 使用料	販 売 物	名 称	価 格	版權 使用料	販 売 物	大阪市都市工学情報センターでの販売を中止する。 (都市計画図、地形図については、HPで公表済み)			
						地形図(1枚)	530円	200円	印刷物	都市計画図(用途)	900円	110円	印刷物						
						第2原図(1枚)	8,500円	2,000円	密着片面マイラー	都市計画図(防火)	750円	90円	印刷物						
								航空写真(1葉)	4,700円	1,000円	ネガからの焼付写真	都市計画図(道路)	750円	90円	印刷物				
								地形図データ	15,000円	8,250円	CD-ROM								
				相 手 方		選 定 理 由		見直し等の可否とその手法等											
				計画部 都市計画課		(財)大阪市都市工学情報センター		(財)大阪市都市工学情報センターより、許可申請があったため。		△ (検討)		販売停止も含めて、今後、検討していく。						見直し実施(予定)時期：平成25年3月	

No		所属名(事業主管課)		案 件 名 称		期 間		合 意 の 内 容 ・ 金 額 等								見直しの検討状況		
128	建設局			天王寺公園・動物園石鹸の提供に関する協定		平成23年4月28日 ～ 平成24年4月27日 (自動更新 有 (無))		来園者に手洗いの大切さを理解してもらうため、相手方にトイレ等で使用する手洗い石鹸の提供や手洗い啓発看板等の設置を認めるもの。								現在は、現状と同等以上の条件で協力可能な事業者の調査を行うとともに、相手方との調整を行っている。なお、公募を実施する場合には、単純な価格競争となり難いことから、今後は審査基準の検討などを行う必要がある。		
		相 手 方		選 定 理 由		見直し等の可否とその手法等												
		天王寺動植物公園事務所		花王株式会社・株式会社博報堂		手洗いの大切さ事業の遂行にあたり、石鹸の提供の点に関して相手方の協力を得ることが必要であるため。		△ (検討)		現状と同等以上の条件で協力していただける事業者があれば、相手方と調整のうえ、公募などの手法を検討していく。								
																見直し実施(予定)時期：平成26年4月		

No		所属名(事業主管課)		案 件 名 称		期 間		合 意 の 内 容 ・ 金 額 等								見直しの検討状況		
129	建設局			機械電気設備点検整備業務に関する協定書		平成22年4月1日 ～ 平成24年3月31日 (自動更新 有 (無))		本市が別途発注している処理施設点検の施工監理等業務の実施 [業務委託料 H21年度 204,372,000円、H22年度 180,949,500、H23年度 189,294,700円]								平成25年度は下水処理場等の維持管理における履行管理業務を集約し、公募する。		
		相 手 方		選 定 理 由		見直し等の可否とその手法等												
		(管理部設備課 設備管理担当)		財団法人 都市技術センター		本市が別途発注している処理施設点検の施工監理等に関する業務の遂行にあたり、本市下水道事業全般に関する専門的知識・経験を有し、他の処理施設の運転管理と適切な状況判断や連絡調整が可能であることから相手方を選定している。		△ (検討・公募化)		機械電気設備点検整備業務の実施には、相手方への委託が不可欠であるが、今後、人材確保に係る局内体制整備等の見直し検討や同様の業務を受注している他都市と調整・検討していく。また、民間委託可能な業務は、平成25年度より公募する。								
																見直し実施(予定)時期：平成25年4月		

No		所属名(事業主管課)		案 件 名 称		期 間		合 意 の 内 容 ・ 金 額 等								見直しの検討状況		
130	建設局			工場排水等分析業務に関する協定書		平成22年4月1日 ～ 平成24年3月30日 (自動更新 有 (無))		工場排水規制に関する水質分析業務の実施 [業務委託料 H21年度 94,322,550円、H22年度 89,091,075円、H23年度 85,491,225円]								平成25年度より公募する。		
		相 手 方		選 定 理 由		見直し等の可否とその手法等												
		(下水道河川部 水環境課水質管理担当)		財団法人 都市技術センター		法に基づく工場排水規制に関する水質分析の業務遂行にあたり、工場排水分析に関する技術の蓄積があり、妨害成分の予測や精度管理が的確に行える等高い信頼性が得られることから相手方を選定している。		△ (検討)		工場排水等分析業務の実施には、相手方への委託が不可欠であるが、今後、人材確保に係る局内体制整備等の見直し検討や同様の業務を受注している他都市と調整・検討していく。								
																見直し実施(予定)時期：平成25年4月		

No		所属名(事業主管課)		案 件 名 称		期 間		合 意 の 内 容 ・ 金 額 等								見直しの検討状況		
131	建設局			総量規制に係る水質測定装置精度管理業務に関する協定書		平成22年4月1日 ～ 平成24年3月30日 (自動更新 有 (無))		下水処理場における汚泥負荷量測定に対する水質データの解析・精度管理業務の実施 [業務委託料 H21年度 49,100,100円、H22年度 43,973,250円、H23年度 41,777,900円]								平成25年度は下水処理場等の維持管理における履行管理業務を集約し、公募する。		
		相 手 方		選 定 理 由		見直し等の可否とその手法等												
		(下水道河川部 水環境課水質管理担当)		財団法人 都市技術センター		法に基づき下水処理場に適用される汚泥負荷量測定に対する水質データの解析・精度管理に関する業務遂行にあたり、高い専門性を有し、合流改善対策など本市下水処理場特有の運転管理状況を正確に把握・評価できることから相手方を選定している。		△ (検討)		総量規制に係る水質測定装置精度管理業務の実施には、相手方への委託が不可欠であるが、今後、人材確保に係る局内体制整備等の見直しを検討していく。								
																見直し実施(予定)時期：平成25年4月		

N o	所属名(事業主管課)	案 件 名 称		期 間	合 意 の 内 容 ・ 金額等		見直しの検討状況
132	建設局 (下水道河川部調整課)	下水道工事監督補助業務に関する協定書		平成22年4月1日 ～ 平成24年3月31日 (自動更新 有 ・ 無)	本市が別途発注している下水道工事の施工監理業務の実施 [業務委託料 H21年度 49,670,250円、H22年度 34,141,250円、H23年度 48,750,250円]		平成25年度から建設局による業務執行体制に移行する。 見直し実施(予定)時期：平成25年4月
		相 手 方	選 定 理 由		見直し等の可否とその手法等		
		財団法人 都市技術センター	本市が別途発注している下水道工事の施工監理に関する業務遂行にあたり、施工方法等土木工事に関する専門的な知識を有し、高い品質管理の保持と道路管理者等関係機関との協議調整ができることから相手方を選定している。		△ (検討)	下水道工事監督補助業務の実施には、相手方への委託が不可欠であるが、今後、局内体制整備等の見直し検討や同様の業務を受注している他都市と調整・検討していく。	
N o	所属名(事業主管課)	案 件 名 称		期 間	合 意 の 内 容 ・ 金額等		見直しの検討状況
133	港湾局 総務部集客施設担当	セイル・トレーニング事業に関する協定書		平成 19年 4月1日 ～ 平成 年 月 日 (自動更新 有 ・ 無)	セイル・トレーニング事業の円滑な推進を図るため、相手方に対して事業運営の具体的措置を定めたもの。 事業に対する財政的支援措置として覚書を締結し運営負担金を支払っている。		セイル・トレーニング事業については、平成24年度末をもって事業廃止したことにより協定等も廃止。 見直し実施(予定)時期：平成25年 4月
		相 手 方	選 定 理 由		見直し等の可否とその手法等		
		公益社団法人大阪港振興協会	セイル・トレーニング事業を効果的に行うためには、帆船の運航とそのトレーニングの実施という事業の特殊性から、その経験を有する習熟した船員を一定数確保している同団体でないと実施することができないため。		△ (検討)	事業の存廃自体について現在検討中	
N o	所属名(事業主管課)	案 件 名 称		期 間	合 意 の 内 容 ・ 金額等		見直しの検討状況
134	港湾局 総務部集客施設担当	帆船「あこがれ」用船契約書		平成 19年 4月 1日 ～ 平成 年 月 日 (自動更新 有 ・ 無)	セイル・トレーニング事業の円滑な推進を図るため、相手方に対し船舶の使用に関し具体的措置を定めたもの。 用船契約に関する用船料は無償。		セイル・トレーニング事業については、平成24年度末をもって事業廃止したことにより協定等も廃止。 見直し実施(予定)時期：平成25年 4月
		相 手 方	選 定 理 由		見直し等の可否とその手法等		
		公益社団法人大阪港振興協会	セイル・トレーニング事業を効果的に行うためには、帆船の運航とそのトレーニングの実施という事業の特殊性から、その経験を有する習熟した船員を一定数確保している同団体でないと実施することができないため。		△ (検討)	事業の存廃自体について現在検討中	
N o	所属名(事業主管課)	案 件 名 称		期 間	合 意 の 内 容 ・ 金額等		見直しの検討状況
135	港湾局 総務部集客施設担当	平成24年度セイル・トレーニング事業の実施に伴う財政的支援措置に関する覚書		平成24年4月1日 ～ 平成24年7月31日 (自動更新 有 ・ 無)	帆船「あこがれ」のセイル・トレーニング事業について、事業計画・収支予算・収入予測額を基に運営負担金を定めて、財政的支援措置について合意している。金額41,217,000円。		セイル・トレーニング事業については、平成24年度末をもって事業廃止したことにより協定等も廃止。 見直し実施(予定)時期：平成25年 4月
		相 手 方	選 定 理 由		見直し等の可否とその手法等		
		公益社団法人大阪港振興協会	セイル・トレーニング事業を効果的に行うためには、帆船の運航とそのトレーニングの実施という事業の特殊性から、その経験を有する習熟した船員を一定数確保している同団体でないと実施することはできないため。		△ (検討)	事業の存廃自体について現在検討中	
N o	所属名(事業主管課)	案 件 名 称		期 間	合 意 の 内 容 ・ 金額等		見直しの検討状況
136	港湾局 総務部集客施設担当	天保山ハーバービレッジ関連施設に関する管理運営協定		平成 2年 7月19日 ～ 平成 年 月 日 (自動更新 有 ・ 無)	本市と(株)海遊館が設置した天保山ハーバービレッジ関連施設に関して両者の責務と財産の管理、運営の具体的措置を定めたもの。		天保山ハーバービレッジ関連施設については、平成25年4月より、(株)海遊館に一体貸付実施に伴い、協定書等を廃止。 見直し実施(予定)時期：平成25年 4月
		相 手 方	選 定 理 由		見直し等の可否とその手法等		
		(株)海遊館	各施設の建設工事を合併施工した相手方であるため		△ (検討)	他の天保山ハーバービレッジ関連施設とともに平成25年度を目途に一体貸付を実施する予定である。貸付実施に伴い解約予定。	

No	所属名(事業主管課)	案 件 名 称	期 間	合 意 の 内 容 ・ 金 額 等	見直しの検討状況
137	港湾局 総務部集客施設担当	天保山駐車場管理運営要綱	平成23年4月1日 ～ 平成 年 月 日 (自動更新 有 ・ 無)	天保山駐車場は本市が235台、(株)海遊館が275台を所有する共同駐車場を含む駐車場の総称であり、共同駐車場は電気設備等が共有となっており、一体的に運営することが効率的で最も適当であるため、両者の管理運営に関する事項を定めたもの。	天保山ハーバービレッジ関連施設については、平成25年4月より、(株)海遊館に一体貸付実施に伴い、協定書等を廃止。 見直し実施(予定)時期：平成25年 4月
		相 手 方	選 定 理 由	見直し等の可否とその手法等	
		(株)海遊館	駐車場を含む関連施設の一体整備を共同で行った相手方であるため	△ (検討)	
No	所属名(事業主管課)	案 件 名 称	期 間	合 意 の 内 容 ・ 金 額 等	見直しの検討状況
138	港湾局 総務部集客施設担当	天保山駐車場管理運営要綱に基づく覚書	平成23年4月1日 ～ 平成 年 月 日 (自動更新 有 ・ 無)	共同運営する駐車場に要する費用及びその収入の按分方法(収容台数按分)について定めたもの。	天保山ハーバービレッジ関連施設については、平成25年4月より、(株)海遊館に一体貸付実施に伴い、協定書等を廃止。 見直し実施(予定)時期：平成25年 4月
		相 手 方	選 定 理 由	見直し等の可否とその手法等	
		(株)海遊館	駐車場を含む関連施設の一体整備を共同で行った相手方であるため	△ (検討)	
No	所属名(事業主管課)	案 件 名 称	期 間	合 意 の 内 容 ・ 金 額 等	見直しの検討状況
139	教育委員会事務局 教務部学校保健担当	大阪市立中学校昼食提供事業に関する協定書	平成20年9月1日 ～ 平成21年8月31日 (自動更新 有 ・ 無)	大阪市の管理する学校施設において、大阪市立中学校昼食提供事業実施要領に基づき、昼食提供事業を行う。	見直し実施(予定)時期：平成 年 月
		相 手 方	選 定 理 由	見直し等の可否とその手法等	
		株式会社万福	事業者を公募し、大阪市立中学校昼食提供事業者選定委員会において、提案内容を総合的に審査したうえで選定されたため。		
	所属名(事業主管課)	案 件 名 称	期 間	合 意 の 内 容 ・ 金 額 等	見直しの検討状況
	教育委員会事務局 教務部学校保健担当	大阪市立中学校昼食提供事業に関する協定書	平成21年9月1日 ～ 平成22年3月31日 (自動更新 有 ・ 無)	大阪市の管理する学校施設において、大阪市立中学校昼食提供事業実施要領に基づき、昼食提供事業を行う。	見直し実施(予定)時期：平成 年 月
		相 手 方	選 定 理 由	見直し等の可否とその手法等	
		株式会社万福	事業者の実施内容を確認し、実施要件を引き続き満たしていたため、前協定を更新。		
	所属名(事業主管課)	案 件 名 称	期 間	合 意 の 内 容 ・ 金 額 等	見直しの検討状況
	教育委員会事務局 教務部学校保健担当	大阪市立中学校昼食提供事業に関する協定書	平成22年4月1日 ～ 平成23年3月31日 (自動更新 有 ・ 無)	大阪市の管理する学校施設において、大阪市立中学校昼食提供事業実施要領に基づき、昼食提供事業を行う。	見直し実施(予定)時期：平成 年 月
		相 手 方	選 定 理 由	見直し等の可否とその手法等	
		株式会社万福			

	所属名(事業主管課)	案 件 名 称		期 間	合 意 の 内 容 ・ 金 額 等		見直しの検討状況		
	教育委員会事務局	大阪市立中学校昼食提供事業に関する協定書		平成23年4月1日 ～ 平成24年3月31日 (自動更新 有 ・ 無)	大阪市の管理する学校施設において、大阪市立中学校昼食提供事業実施要領に基づき、昼食提供事業を行う。		見直し実施(予定)時期：平成 年 月		
	教務部学校保健担当	相 手 方	選 定 理 由		見直し等の可否とその手法等				
		株式会社万福	事業者の実施内容を確認し、実施要件を引き続き満たしていたため、前協定を更新。						
	所属名(事業主管課)	案 件 名 称		期 間	合 意 の 内 容 ・ 金 額 等		見直しの検討状況		
	教育委員会事務局	大阪市立中学校昼食提供事業に関する協定書		平成24年4月1日 ～ 平成24年8月31日 (自動更新 有 ・ 無)	大阪市の管理する学校施設において、大阪市立中学校昼食提供事業実施要領に基づき、昼食提供事業を行う。		平成25年度中に中学校給食事業に移行し、事業を終了する予定。		
	教務部学校保健担当	相 手 方	選 定 理 由		見直し等の可否とその手法等				
		株式会社万福	事業者の資格要件等を審査し、実施要件を引き続き満たしていることが確認できたため、前協定を更新。		△ 公募による募集のあと選定会議で審査し、新規に契約する。				
No	所属名(事業主管課)	案 件 名 称		期 間	合 意 の 内 容 ・ 金 額 等		見直しの検討状況		
140	教育委員会事務局	大阪市立中学校昼食提供事業に関する協定書		平成21年9月1日 ～ 平成22年3月31日 (自動更新 有 無)	大阪市の管理する学校施設において、大阪市立中学校昼食提供事業実施要領に基づき、昼食提供事業を行う。		見直し実施(予定)時期：平成 年 月		
	教務部学校保健担当	相 手 方	選 定 理 由		見直し等の可否とその手法等				
		株式会社あまきゅう	事業者を公募し、大阪市立中学校昼食提供事業者選定委員会において、提案内容を総合的に審査したうえで選定されたため。						
	所属名(事業主管課)	案 件 名 称		期 間	合 意 の 内 容 ・ 金 額 等		見直しの検討状況		
	教育委員会事務局	大阪市立中学校昼食提供事業に関する協定書		平成22年4月1日 ～ 平成23年3月31日 (自動更新 有 無)	大阪市の管理する学校施設において、大阪市立中学校昼食提供事業実施要領に基づき、昼食提供事業を行う。		見直し実施(予定)時期：平成 年 月		
	教務部学校保健担当	相 手 方	選 定 理 由		見直し等の可否とその手法等				
		株式会社あまきゅう	事業者の実施内容を確認し、実施要件を引き続き満たしていたため、前協定を更新。						
		所属名(事業主管課)	案 件 名 称		期 間	合 意 の 内 容 ・ 金 額 等		見直しの検討状況	
		教育委員会事務局	大阪市立中学校昼食提供事業に関する協定書		平成23年4月1日 ～ 平成24年3月31日 (自動更新 有 無)	大阪市の管理する学校施設において、大阪市立中学校昼食提供事業実施要領に基づき、昼食提供事業を行う。		見直し実施(予定)時期：平成 年 月	
		教務部学校保健担当	相 手 方	選 定 理 由		見直し等の可否とその手法等			
	株式会社あまきゅう		事業者の実施内容を確認し、実施要件を引き続き満たしていたため、前協定を更新。						

	所属名(事業主管課)	案 件 名 称	期 間	合 意 の 内 容 ・ 金 額 等	見直しの検討状況
	教育委員会事務局	大阪市立中学校昼食提供事業に関する協定書	平成24年4月1日 ～ 平成24年8月31日 (自動更新 有 ・ (無))	大阪市の管理する学校施設において、大阪市立中学校昼食提供事業実施要領に基づき、昼食提供事業を行う。	平成25年度中に中学校給食事業に移行し、事業を終了する予定。 見直し実施(予定)時期：平成25年度
		相 手 方	選 定 理 由	見直し等の可否とその手法等	
	教務部学校保健担当	株式会社あまきゅう	事業者の資格要件等を審査し、実施要件を引き続き満たしていることが確認できたため、前協定を更新。	△ 公募による募集のあと選定会議で審査し、新規に契約する。	
No	所属名(事業主管課)	案 件 名 称	期 間	合 意 の 内 容 ・ 金 額 等	見直しの検討状況
141	教育委員会事務局	大阪市音楽団「第97回定期演奏会」ライブ録音原盤使用許諾に関する協定	平成21年5月1日 ～ 平成24年4月30日 (自動更新 有 ・ (無))	音楽教育及び音楽振興事業の理解と円滑な推進を図るため、相手方に対して音楽団ライブ録音原盤の利用に関して独占的権利の使用の便宜を認めるもの。	平成24年7月末をもって許諾に関する協定を解消。 今後については、競争性・公平性を確保できる手法によることとし、業務の内容を整理中。 見直し実施時期：平成24年7月
		相 手 方	選 定 理 由	見直し等の可否とその手法等	
	音楽団	財団法人大阪市教育振興公社	音楽教育及び音楽振興事業の遂行にあたり、広報の点に関してノウハウを持つ相手方の協力を得ることが必要であるため。	△ (検討) 事業の実施には相手方の協力が不可欠なため、使用を認めるが、相手方と調整を行い、今後、見直しの手法を検討していく。	
No	所属名(事業主管課)	案 件 名 称	期 間	合 意 の 内 容 ・ 金 額 等	見直しの検討状況
142	教育委員会事務局	大阪市音楽団「第98回定期演奏会」ライブ録音原盤使用許諾に関する協定	平成21年10月1日 ～ 平成24年9月30日 (自動更新 有 (無))	音楽教育及び音楽振興事業の理解と円滑な推進を図るため、相手方に対して音楽団ライブ録音原盤の利用に関して独占的権利の使用の便宜を認めるもの。	平成24年7月末をもって許諾に関する協定を解消。 今後については、競争性・公平性を確保できる手法によることとし、業務の内容を整理中。 見直し実施時期：平成24年7月
		相 手 方	選 定 理 由	見直し等の可否とその手法等	
	音楽団	財団法人大阪市教育振興公社	音楽教育及び音楽振興事業の遂行にあたり、広報の点に関してノウハウを持つ相手方の協力を得ることが必要であるため。	△ (検討) 事業の実施には相手方の協力が不可欠なため、使用を認めるが、相手方と調整を行い、今後、見直しの手法を検討していく。	
No	所属名(事業主管課)	案 件 名 称	期 間	合 意 の 内 容 ・ 金 額 等	見直しの検討状況
143	教育委員会事務局	大阪市音楽団「第99回定期演奏会」ライブ録音原盤使用許諾に関する協定	平成22年6月1日 ～ 平成25年5月31日 (自動更新 有 ・ (無))	音楽教育及び音楽振興事業の理解と円滑な推進を図るため、相手方に対して音楽団ライブ録音原盤の利用に関して独占的権利の使用の便宜を認めるもの。	平成24年7月末をもって許諾に関する協定を解消。 今後については、競争性・公平性を確保できる手法によることとし、業務の内容を整理中。 見直し実施時期：平成24年7月
		相 手 方	選 定 理 由	見直し等の可否とその手法等	
	音楽団	財団法人大阪市教育振興公社	音楽教育及び音楽振興事業の遂行にあたり、広報の点に関してノウハウを持つ相手方の協力を得ることが必要であるため。	△ (検討) 事業の実施には相手方の協力が不可欠なため、使用を認めるが、相手方と調整を行い、今後、見直しの手法を検討していく。	
No	所属名(事業主管課)	案 件 名 称	期 間	合 意 の 内 容 ・ 金 額 等	見直しの検討状況
144	教育委員会事務局	大阪市音楽団「第100回定期演奏会」ライブ録音原盤使用許諾に関する協定	平成22年11月1日 ～ 平成25年10月31日 (自動更新 有 ・ (無))	音楽教育及び音楽振興事業の理解と円滑な推進を図るため、相手方に対して音楽団ライブ録音原盤の利用に関して独占的権利の使用の便宜を認めるもの。	平成24年7月末をもって許諾に関する協定を解消。 今後については、競争性・公平性を確保できる手法によることとし、業務の内容を整理中。 見直し実施時期：平成24年7月
		相 手 方	選 定 理 由	見直し等の可否とその手法等	
	音楽団	財団法人大阪市教育振興公社	音楽教育及び音楽振興事業の遂行にあたり、広報の点に関してノウハウを持つ相手方の協力を得ることが必要であるため。	△ (検討) 事業の実施には相手方の協力が不可欠なため、使用を認めるが、相手方と調整を行い、今後、見直しの手法を検討していく。	

N o	所属名(事業主管課)	案 件 名 称		期 間	合 意 の 内 容 ・ 金 額 等		見直しの検討状況
145	教育委員会事務局	大阪市音楽団「第101回定期演奏会」 ライブ録音原盤使用許諾に関する協定		平成23年6月1日 ～ 平成26年5月31日 (自動更新 有 (無))	音楽教育及び音楽振興事業の理解と円滑な推進を図るため、相手方に対して音楽団ライブ録音原盤の利用に関して独占的権利の使用の便宜を認めるもの。		平成24年7月末をもって許諾に関する協定を解消。 今後については、競争性・公平性を確保できる手法によることとし、業務の内容を整理中。 見直し実施時期： 平成24年7月
		相 手 方	選 定 理 由		見直し等の可否とその手法等		
	音楽団	財団法人大阪市教育振興公社	音楽教育及び音楽振興事業の遂行にあたり、広報の点に関してノウハウを持つ相手方の協力を得ることが必要であるため。		△ (検討)	事業の実施には相手方の協力が不可欠なため、使用を認めるが、相手方と調整を行い、今後、見直しの手法を検討していく。	
N o	所属名(事業主管課)	案 件 名 称		期 間	合 意 の 内 容 ・ 金 額 等		見直しの検討状況
146	教育委員会事務局	大阪市音楽団「第102回定期演奏会」 ライブ録音原盤使用許諾に関する協定		平成23年11月1日 ～ 平成26年10月31日 (自動更新 有 (無))	音楽教育及び音楽振興事業の理解と円滑な推進を図るため、相手方に対して音楽団ライブ録音原盤の利用に関して独占的権利の使用の便宜を認めるもの。		平成24年7月末をもって許諾に関する協定を解消。 今後については、競争性・公平性を確保できる手法によることとし、業務の内容を整理中。 見直し実施時期： 平成24年7月
		相 手 方	選 定 理 由		見直し等の可否とその手法等		
	音楽団	財団法人大阪市教育振興公社	音楽教育及び音楽振興事業の遂行にあたり、広報の点に関してノウハウを持つ相手方の協力を得ることが必要であるため。		△ (検討)	事業の実施には相手方の協力が不可欠なため、使用を認めるが、相手方と調整を行い、今後、見直しの手法を検討していく。	
N o	所属名(事業主管課)	案 件 名 称		期 間	合 意 の 内 容 ・ 金 額 等		見直しの検討状況
147	住之江区役所	住之江区保健福祉センター分館施設・設備 (栄養指導室・集団検診室・コピー機等)の使用		昭和52年～現在 (自動更新 無)	左記事業の円滑な推進を図るため、相手方に対して分館の利用に関して一定の範囲の便宜を認めるもの。		説明会を開催して、今後団体固有の運営にかかる使用は一切認められない旨説明し是正。 ただし、「すこやか大阪21」に基づく「すこやか推進事業」は保健福祉センターと協働して事業展開するものであり、本事業にかかる使用については認める。 見直し実施(予定)時期： 平成24年 6月
		相 手 方	選 定 理 由		見直し等の可否とその手法等		
	(保健福祉課)	住之江区 食生活改善推進員協議会	食育推進業務・生活習慣病予防業務の遂行にあたり、食生活の実践の点に関して相手方の協力を得ることが必要であるため。		△ (検討)	左記事業には相手方の協力が不可欠なため使用を認めるが、相手方と調整を行い、今後、見直しの手法を検討していく。	
N o	所属名(事業主管課)	案 件 名 称		期 間	合 意 の 内 容 ・ 金 額 等		見直しの検討状況
148	住之江区役所	住之江区保健福祉センター分館施設・設備 (会議室・集団検診室・コピー機等)の使用		昭和62年～現在 (自動更新 無)	左記事業の円滑な推進を図るため、相手方に対し分館の使用に対して一定の範囲の便宜を認めるもの。		説明会を開催して、今後団体固有の運営にかかる使用は一切認められない旨説明し是正。 ただし、「すこやか大阪21」に基づく「すこやか推進事業」は保健福祉センターと協働して事業展開するものであり、本事業にかかる使用については認める。 見直し実施(予定)時期： 平成24年 6月
		相 手 方	選 定 理 由		見直し等の可否とその手法等		
	(保健福祉課)	住之江区 健康づくり推進協議会 松の会	健康づくり事業及び介護予防事業の遂行にあたり、知識の普及啓発活動に関して相手方の協力を得ることが必要であるため		△(検討)	左記事業には相手方の協力が不可欠なため使用を認めるが、相手方と調整を行い、今後、見直しの手法を検討していく。	
N o	所属名(事業主管課)	案 件 名 称		期 間	合 意 の 内 容 ・ 金 額 等		見直しの検討状況
149	住之江区役所	住之江区保健福祉センター分館施設・設備 (会議室・集団検診室・コピー機等)の使用		平成2年～現在 (自動更新 無)	左記事業の円滑な推進を図るため、相手方に対し分館の使用に対して一定の範囲の便宜を認めるもの。		説明会を開催して、今後団体固有の運営にかかる使用は一切認められない旨説明し是正。 ただし、「すこやか大阪21」に基づく「すこやか推進事業」は保健福祉センターと協働して事業展開するものであり、本事業にかかる使用については認める。 見直し実施(予定)時期： 平成24年 6月
		相 手 方	選 定 理 由		見直し等の可否とその手法等		
	(保健福祉課)	すみれ会	健康づくり事業の遂行にあたり、日常生活の中での運動の実践者としての啓発活動に関して、相手方の協力を得ることが必要であるため		△(検討)	左記事業には相手方の協力が不可欠なため使用を認めるが、相手方と調整を行い、今後、見直しの手法を検討していく。	